

八戸市長根屋内スケート場管理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、八戸市が実施する「八戸市長根屋内スケート場管理業務委託」（以下「本業務」という。）に係る事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

八戸市長根屋内スケート場管理業務委託

(2) 業務内容

別紙「八戸市長根屋内スケート場管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 上限金額

109,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 備考

令和8年度から令和10年度までの3年間、本プロポーザルで選定された者を、契約の相手方として契約交渉する。（ただし、諸事情により変更となる場合あり）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を表明できる事業者は、参加表明書を提出する時点で、次に掲げる資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 八戸市から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (3) 本市の令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品の購入等）に営業種目「電気・冷暖房等設備保守」・取扱品目「リンク管理」として登録されている事業者であること。
- (4) 国又は地方公共団体において、過去数年の間に本業務と同種又は類似業務を受託した実績を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (6) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと、並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び八戸市税の滞納がないこと。

4 日程

内 容	日 程
実施要領の公表	令和7年11月27日（木）
質問受付期限	令和7年12月3日（水）17時まで
質問回答	令和7年12月8日（月）
参加表明書提出期限	令和7年12月12日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和7年12月26日（金）17時まで
選定会	令和8年1月中旬 予定
選定結果通知	令和8年2月3日（火）予定
契約締結	令和8年4月1日（水）予定

5 実施要領の配布等

(1) 実施要領、様式の配布

八戸市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

URL：

http://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/naganeokunaishatejo/bunka_sports/2/24743.html

(2) 説明会

説明会は開催しない。

6 プロポーザルに関する質問の受付

(1) 受付期限

令和7年12月3日（水）17時まで

(2) 質問方法

電子メールにより提出すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。

(3) 提出書類

質問書（様式1）

(4) 提出先

「14 担当部署」に提出すること

(5) 回答方法

令和7年12月8日（月）までに八戸市ホームページに掲載する。

なお、質問者の氏名等は掲載しない。

7 参加表明書の提出

次によりプロポーザル参加の意思表示について提出する。

(1) 提出期限

令和7年12月12日（金）17時まで

(2) 提出書類

①参加表明書（様式2）

- ②会社概要書（様式3）
- ③履歴事項全部証明書（参加申込日3か月以内に発行されたもの。写しでも可。）
- ④納税証明書（参加申込日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可。）
- ⑤業務実績調書（様式4）
- ⑥業務実績の確認資料

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

郵送または電子メールにより提出すること。持参又はFAXによる提出は受理しない。

①郵送の場合

書留郵便等の配達記録が残る方法で送付すること。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

②メールの場合

メール送信後、到着の有無について、提出先へ確認すること。

(5) 提出先

「14 担当部署」に提出すること

(6) 提出書類の記入上の留意事項

①作成要領

用紙はA4判、片面印刷とする。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。

②業務実績調書（様式4）

該当する業務実績を5件以内で記入すること。なお、記入した業務については、契約の事実を証明する資料として「契約書及び仕様書」の写しを提出すること。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルの企画提案書を次のとおり提出する。

(1) 提出期間

令和7年12月26日（金）17時まで

(2) 提出書類

①企画提案書提出届（様式5）

②業務実施体制調書（様式6）

③経費見積書（様式7）

④企画提案書（任意様式）

⑤提出部数 6部（正本1部、副本5部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R
またはDVD-R 1部

⑥提出方法 持参又は郵送により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

上記提出期間の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

書留郵便等の配達記録が残る方法で送付すること。

また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

⑦提出先 「14 担当部署」に提出すること

⑧提出書類の記入上の留意事項

ア 企画提案書

- ・仕様書は、本市が求める要件を定めたものであるため、企画提案書の作成にあたってはそれらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。また、別表「評価基準」に基づき、必要な項目を具体的に記載すること。
- ・仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、参加者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、本業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案となるよう努めること。
- ・できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。
- ・A4判両面印刷とし、左綴じで製本すること。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。

※図面等の表現の都合上A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷とする。

イ その他

- ・本提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ・企画提案書は、参加者1者につき1提案とする。
- ・提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。
- ・本プロポーザルへの参加を辞退しようとする者は、辞退届（様式8）を「14 担当部署」へ提出すること。
- ・辞退届は、電子メールにより提出し着信確認を行うとともに、正本を別途郵送すること。
- ・企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、契約予定事業者として特定された者の企画提案書について、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者が了解した場合は、利用できるものとする。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (2) 提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 複数の提案を行った場合。
- (5) 見積価格が提案限度額を上回る場合。
- (6) 本プロポーザルの公開後、本業務に関することで選定委員に接触を求めた場合。

10 企画提案の審査・選定

(1) 選定委員

選定は以下の職員5名により行うものとする。

①観光文化スポーツ部職員 3名

②行政管理課職員 1名

③公園緑地課職員 1名

(2) 審査・選定方法

選定委員ごとに提出された企画提案書について、別表「評価基準」に基づき採点を行い、評価点の大きい提案者から順に、第1位に1点、第2位に2点、第3位に3点などと順位点を付与する。順位が同じ提案者が複数となった場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を、当該順位の提案者の数で除して得た値を順位点とする。

提案者ごとに順位点を合計し、順位点の合計が最も小さいものを受託候補者として選定する。ただし、順位点と同じ場合は、評価基準の「業務実績」及び「企画提案・体制」の「全体体制」の評価点の合計が大きいものを選定する。

本プロポーザルに参加する提案者が1者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、その提案者を選定する。なお、いずれの場合においても、評価点の合計が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。

11 選定結果

選定結果（評価点数と順位）は令和8年2月3日（火）までに電子メール及び書面で通知する。また、受託候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を八戸市ホームページで公表する。なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

12 契約

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、本市と受託候補者が協議を行い決定する。本市と受託候補者との間で契約条件が合致せず、委託契約の契約ができない場合は、次点の提案者を新たな受託候補者として協議を行う。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (2) 提出された書類等は、審査及び説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (3) この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

14 担当部署（提出・問い合わせ先）

八戸市 観光文化スポーツ部 長根屋内スケート場

〒031-0073 青森県八戸市大字売市字興遊下3 YS アリーナ八戸内

電話：0178-43-9544

電子メール：skate@city.hachinohe.aomori.jp